

業務委託最低制限価格算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する業務委託に係る競争入札について、小松市財務規則（昭和58年3月31日規則第12号。）第104条第1項（第118条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の算出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、予定価格が100万円以上の競争入札により契約を行う業務とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格（税抜）（以下「最低制限価格」という。）の算出方法は、次の各号に掲げる業務の種別（当該業務の予定価格（税抜）（以下「予定価格」という。）算出の基礎とした業務委託設計書等（以下「業務委託設計書等」という。）に係る業務の種別をいう。）に応じ、業務委託設計書等に基づき算出して得た額とする。ただし、第1号から第3号に掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）とし、第4号に掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）とし、第5号に掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）とし、第6号に掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の7を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）とする。

(1) 建設コンサルタント業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

- (2) 建築又は設備設計業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）
- ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (3) 補償関係コンサルタント業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）
- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
- (4) 測量業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）
- ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- (5) 地質調査業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）
- ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- (6) その他業務は有効な入札価格のうち最低の価格から順位を付した第1位から第6位までの6者の平均価格に0.8を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。
- ただし、有効入札者が7者未満の場合は、最低の価格から有効入札者数に0.8を乗じた数を整数で切り上げた数の順位までの者の平均価格に0.8を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な業務については、10分の8.1から10分の6までの範囲内（前項第4号に係る委託契約にあつては10分の8.2から10分の6までの範囲内、前項第5号に係る委託契約にあつては10分の8.5から3分の2までの範囲内、前項第6号に係る委託契約にあつては10分の9から10分の7までの範囲内）の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。